

騒音訴訟記録 No. 3

市民公園・子どもの  
遊び声騒音訴訟

(平成18年請求、平成19年決定)

1. 事案の特徴、概要

△特徴▽

①公園で遊ぶ子どもの声がうるさいと、騒音の差し止めを求めた請求が認められた事例。

②子どもの声でも、一定の音量を超えた場合は騒音であると判示した事例。

△概要▽

市町村合併で新しく発足した市が、合併記念事業として新たに市民公園を建設したが、その公園の近隣に住む女性から子どもの声等がうるさいと苦情があり、市側に対策を求めた。しかし、市側がこれに応じなかつたため、女性が騒音の差し止めを裁判所に請求し、これが認められた事案である。

公園には、水が間歇的に噴出し、その上を子どもが走りまわれる施設や、スケートボード場などがあつたが、そこからの騒音は、自治体の環境条例による規制基準値を10dB程度超えており、決定文では、子どもが水に親しむための施設は必ずしも噴水である必要はなく、過度に興奮して歓声を発することのない施設とすることは可能であつたと指摘し、公園からの騒音は受忍限度を超えているとして差し止めを認める決定を出した。また、市は子どもの声を騒音と感ずる感覚がおかしいと主張していたが、一定の音量を超える子どもの声が騒音であることは自明であるとした。

この決定に関しては、元気に遊ぶ子どもの声を、工場騒音などと同様に扱うことの是非に関して、新聞やインターネットで大きな話題となり、司法の判断の是非が論争になつた。

決定が出て3年の後、訴えていた女性が死亡し、これを理由に市は差し止めの取り消しを請求し、これが認められて噴水やスケートボード場は復活した。

次頁以後に、この騒音差し止め請求の経緯詳細を述べるが、この場合には、裁判所

## 2. 差し止め請求事案の詳細経緯

### 債務者と債権者

本事案の債務者(差し止め請求を受けた者)は、関東に位置する人口20万ほどの小都市である。平成11年から、自治体の広域化による行政の効率化と地方分権の推進を目指した平成の大合併が全国各地で進められたが、この市も、隣接する2つの市が合併して平成13年に新たな市として誕生した。この合併を記念して計画されたのが、広大で緑豊かな市民の森公園(仮名)の建設であった。敷地は、大学の原子核関係の総合研究所があった跡地であり、その面積は4.4ヘクタールに及んだ。もとの研究所には、研究棟をはじめ、実験棟や工作棟など多数の建物や設備機器などが並んでいたが、民家のある北側には研究棟やテニスコートなど騒音の少ない施設が配置されていたため、民家への騒音の影響は殆ど無かった。研究所敷地の南側は広大な農園や林となっており、工作棟や実験棟は敷地の南側に並ぶように配置されていたので、近隣住宅の居住環境としては、概ね緑の多い、静かな地域であった。その研究所敷地を更地とし、新たに市民公園が計画されたもの

である。

市民の森公園からの騒音差し止めの仮処分申し立てを行った債権者は、公園に隣接して暮らす68歳(申し立て当時)の女性だった。この地に1戸建て(木造2階建)の自宅を建て、既に30年以上居住しており、当時は、大学受験を控えた孫と2人で暮ら



図3-1 見取り図

していた。当時、女性は体調が思わしくなく、不整脈があり、不眠症でもあったため、静かで穏やかな生活が望ましいとの診断を受けて自宅療養中であった。

### 公園の建設

市民の森公園は、平成13年の合併時にその計画が発表され、その後、2年をかけて計画が検討され、平成15年に工事に着手し、その2年後の平成17年4月にオープンを迎えた。市の中でも最も大きな公園であり、東側が遊戯・スポーツエリア、中央には広い芝生スペース、そして西側には遊歩道のある雑木林が配置されている。遊戯・スポーツエリアには、フットサル場を備えたボール広場、スケートボードやインラインスケート用のスケート広場などがあり、子どもの遊び場としては、色々な遊具を備えた遊戯広場、その南側に遊び用の噴水が作られている。この噴水は、平坦な地表面にある20の射水口から水が断続的に垂直に噴出するようになっており、子供はこの上を走り回ったり、水の間を縫って歩き回ったり出来るようになっていた。その他、管理棟横のセミナー広場では、近くの幼稚園や保育園が幼児たちを連れてきて遊ばせ

たりしていた。

公園建設費の総額は10億400万円と巨額であったが、単なる市民公園としてだけではなく、非常時には3000人の広域避難場所として利用することも計画に含まれていた。

合併を機に始まったもう一つのものである。それは、「新しいふるさとの創造」を謳い文句とした市民祭りである。市民の森公園が出来るまでは別の場所で開催していたが、公園の完成を機にここで開かれるようになった。祭りは毎年11月の第2土曜、日曜の2日に亘って開催され、延べ10万人を超える市民が集まる市の一大イベントである。野外特設ステージが作られ、演奏や踊り、様々なショーやパフォーマンスが繰り広げられ、特産品の販売のほか、農業コーナー、工業コーナーなどの展示も行われ、祭りの出店は160店を数えるという賑やかさだった。その他、市民祭り以外にも市が関連するイベントが年に数回、この公園で行われていた。

### 苦情の発生

公園からの騒音がうるさいとして訴えた女性の自宅は、公園の遊戯・スポーツエリア

アの北側の敷地境界に接して建っており、差止めの対象となった噴水までの距離は概ね45m程度であり、女性宅と噴水の間には遊戯広場がある。また、スケート広場は公園の南側にあるため、女性宅からの距離は60m程度である。敷地境界付近には植栽があるが、公園完成当時はまだ低木であり、2階建ての女性宅は遮るものがなく見通せる状態であった。

公園がオープンした当時は、物珍しさも手伝って大変な賑わいだったと思われる。公園には特に扉や門などはないため何時でも利用できる状態であり、夜もかなりの人の集まりがあったようである。

工事期間中も重機等の音や作業員の声などかなりの騒音が発生していたはずであるが、その騒音は工事が終われば解消される。しかし、公園を利用する人が発する声や音は、その後も延々と継続することになる。公園が開園して、その騒音の程度が確認されるのに時間はかからなかった。

開園後3ヶ月がたった平成17年7月、女性は安静に暮らすようにとの病院の診断書を添えて、市長宛に騒音についての対策要望書を提出した。昼は子どもの遊び声やスケートボードの音、夜もバイクの音など

が響き、静かだった自宅の環境は一変したというものである。特に、夏になって始まった子ども達の噴水での水遊びでは、水の噴出に合わせて間歇的に沸き起こる子どもの歓声や奇声が響き渡り、我慢の限界を超えていると女性には感じられた。

要望書の提出から数日が経ったある日、公園で市が主催するイベントが行われ、市長がマイクを取って挨拶を行った。そのスピーカーが女性宅の方を向いていたため、挨拶の声は女性宅にも響いた。女性は、騒音の要望書を提出しているさなかなのに、この配慮のなさに自分が無視されているような屈辱感を感じ、公園に向向いて市長に直接抗議を行った。

その後女性は、9月に市役所で市長と面談し、直接要望を伝えた。その結果、女性宅の敷地境界付近にあったベンチを離れた場所に移設すること、また、女性が寄贈する形で植栽を追加することなどが決まった。更には、夜にバイクが集合して公園内に侵入し、乗り回して大声で騒ぐために睡眠妨害となつていているとして、市の公園緑地課と交渉し、バイクの侵入防止用の杭を追加設置することなどを要望した。また、市の環境保全課には、公園からの騒音が自治

体の制定している環境条例の規制基準値を  
超えているのではないかと問い合わせ、こ  
れに応じて、同年12月から数回に亘り環  
境保全課による騒音の測定が実施された。  
結果は、条例の規制基準値を10dB程度  
超える場合があることが分かった。

女性は、市議会に対しても騒音対策に関  
する陳情書を提出した。近隣住民100名  
の署名を添えての陳情であり、市議会もこ  
れを無視するわけにはいかず数回審議を  
行ったものの、結局、継続審議扱いとなり、  
何の結論もないまま放置される結果となっ  
た。女性はその後市に対して要望を続け  
たが、防音塀の設置などの本格的な騒音対  
策に取り組む姿勢を見せない市に対して、  
女性は強い不信感と被害感を持つようにな  
っていった。

市は、同年12月から翌年の平成18年  
の1月にかけて、近隣の114世帯を対象  
に公園に関するアンケート調査を実施し  
た。市によれば、公園の運営に関しては概  
ね好評であったとし、アンケートで指摘の  
あった事項に関しては順次対策を実施して  
いったという。公園内の広場への夜間の立  
ち入り禁止措置や警備員による夜間の巡  
回、バイクの侵入防止杭の設置や、注意看

板の設置など16項目であり、これらの改  
善対策により平成17年度は77件あった  
近隣からの苦情は大きく減少したというこ  
とであった。

女性からの苦情によりこれらの対応を余  
儀なくされていった市には、いつしか被害  
者意識が芽生えていった。その発露が、次  
の端的な表現に見て取れる。

「(女性は)子どもの声を騒音と捉えている。  
その感覚自体が問題である」。

一人の神経質で異質な感覚の持ち主に  
よって、市の一大事業として作った市民公  
園が否定され、その苦情対応に振り回され  
ているという苛立ちが、女性に対する反感  
として如実に表されている。市は、このよ  
うな感覚は、小さな子どもが近くに居るこ  
とを許せないのと同じであるとも言ってい  
る。このような市側の心理的な変化は、言  
葉の端々やちよつとした態度にも表れたこ  
とであろうから、女性側も、自分が被害者  
であるにも拘らずクレーマーとして見られ  
ていることに強い憤りを感じたことであろ  
う。

### 騒音の差し止め請求

このような状況の下、再び噴水からの子

どもの声が響き渡る季節を迎えた平成18  
年7月、女性は遂に公園からの騒音の差止  
めを求めて仮処分の申し立てを裁判所に  
行った。

仮処分の申し立て内容は以下のとおりで  
ある。

(1) 公園と住宅の敷地境界において、午  
前8時から午後7時まで45dB、午後  
7時から翌午前8時まで40dBを超え  
て公園からの騒音を到達させてはならな  
いこと。

(2) 噴水での水遊び、スケートボードの  
禁止

(3) 公園内において楽器演奏、拡声器の  
使用をさせないこと

(4) 午後6時から翌日10時まで公園の  
使用を禁止すること

である。なお、騒音レベルの値は自治体の  
環境条例の規制基準値より1ランク厳しい  
値となっているが、これは女性側が、病院  
などがある環境では5dB減じるという適  
用基準を考慮したためと思われる。

### 女性の主張

申し立ての理由は次のとおりである。女  
性は、30年以上の長きにわたって現在地

に居住し、これまで静かな住環境を享受してきたが、公園開設以来、子ども達の歓声や奇声、スケートボード場の騒音などによりイライラした状態に置かれ、ノイローゼ状態となつている。現在は心臓病を患つて療養中であり、医者からも静かで穏やかな環境で暮らすように言われているが、夜間も公園からの騒音が発生し、睡眠妨害となつている。また、孫は大学受験を控えているが、騒音のために勉強に集中できない状況である。

これまで、市に要望書を提出したり、市議会に陳情を行つたりしてきたが、市は一向に効果的な対策を行おうとしない。そもそも、公園の設計段階時に騒音の発生が予測されたにも拘わらず、市は防音対策を全く講じなかった。それどころか、市民祭りなどの大きな騒音の発生するイベントを公園で開催するなど、市自体が最大の騒音発生源者となつており、近隣に対する騒音の配慮が全く欠落している。スケート広場に關しても、近隣住民にはインラインスケートの施設としてしか説明しておらず、より大きな騒音の発生するスケートボード場としての説明はなかった。市は、わざわざ騒音の発生する施設を公園に設け、更にはイ

ベントまで開催している。

市が実施した公園についてのアンケートで概ね好評だったという点についても、その回答者は29人にしか過ぎず、私(女性)が集めた改善要望の署名は100名を超えており、こちらの方が住民の意向を反映しているのは明らかである。改善措置についても、夜間の巡回などにより苦情が激減しているといつているが、巡回は一晚に2回だけであり、警備員が騒いでいる人間を見できないだけで、夜間の睡眠妨害は今も続いている。

これら騒音の受忍限度は、施設の必要性や公共性、交渉の経緯や対応などを総合的に考慮して判断すべきものであるが、これまでの状況を考えれば明らかに受忍限度を超えており、人格権を侵害する違法なものである。

#### 市側の反論

女性側のこれらの主張に対し、市は勿論反論を行つている。その内容は次の通りである。

市民の森公園は、市最大の公園であり、子育て環境の充実と支援を目的としており公共性の高い施設である。公園の計画時に

は、市民アンケートを実施して市民の意見を聞き、更に、「合併記念公園整備懇談会」を設置して、15回の会合を開いて検討を行った。この懇談会の委員は、公募で参加してもらつた市民23人に加え、学識経験者が10名、市職員4名で構成され、座長も市民代表者が務めた。傍聴もでき、傍聴者の発言も認められた、市民主体で運営された懇談会であり、その中で施設や騒音の問題も話し合われ、現在のような公園の形に決定されたものである。

公園の周辺には、住居が11件、特別養護老人施設が1棟あり、これらから寄せられた苦情や要望はこれまで27件であるが、そのうち23件が女性からであり、女性の苦情が突出している。女性宅と同様の条件である他の3軒からも苦情はなく、隣接する病院からの苦情もこれまで1件もない。確かに、噴水で遊ぶ子どもたちの声などは、環境条例の基準を超えていることは認めるが、その騒音は間歇的であり、稼動も日中だけであり、気温の低い時は停止している。イベントは通常より大きな音となるが、平成17年度は年4回だけであり、平成18年度からは市民祭りだけに限定している。市民祭りは、10万人以上の市民が参加す

る交流の場であり、公共性の高いイベントである。

女性が提出した100名を超える改善要望の署名についても、ご近所のために断りづらくて署名したという記載もあり、また、市長への好意的な手紙も寄せられており、住民の意向を反映しているとはいえない。

また、騒音の測定もこれまで実施しているが、最も騒音が大きかったのはカラスの鳴き声であり、その次がヘリコプターの音であった。噴水の稼働時と停止時で騒音の測定を行ったが、大きな差は見られなかった。

### 更なる反論の応酬

これに対する女性の反論も続く。

噴水からの子どもの歓声や興奮した奇声は、水が出ている45分間は絶え間なく続き、その後、15分の休みがあるだけであり、間歇的といえるものではない。噴水と住宅の間の距離は45mしかなく、騒音を考慮したゾーニングの配慮が全くなされてない。子どもの声は、噴水が稼働してない時に数えたところ1日で1436回の発生があり、噴水がある時には1763回にも及んだ。その他の人の声は316回であ

り、子供の騒ぐ声が圧倒的に多い。

市民の森公園の建設のモデルとなった隣の市の総合運動公園では、計画時に騒音の専門家のアドバイスを受けており、その結果、騒音の苦情は一切発生していない。この公園の計画では、もともと騒音問題への認識が欠けていたとしか言いようがない。

公園が完成してからは、毎週のようにイベントが行われ、楽器の演奏や拡声器の使用も行われている。これらのイベントには公共性はなく、拡声器を利用したイベントなどは禁止すべきである。市民祭りに関しても家の前に2箇所の特設ステージが作られ、バンド演奏や着ぐるみショーなどが連続して行われ、その騒音は85dBから90dBにも達した。回りは露店で埋め尽くされて、一日中騒然としている。夜も、バイクが進入して乗り回し、集合して大声で騒いでいる。不眠症や不整脈で療養している身には夜間の睡眠は特に重要であるにも拘らず、騒音による睡眠の妨害を受けている。

市の反論は以下の通りである。

噴水やスケート広場は多数の市民が利用しており、公共性が高い施設である。市民

祭りに関しても、時間は8時から17時までに限られており、音響装置の使用時間も連続したものではなく、限定的である。

女性は、敷地境界に防音塀を設置するよう要求するが、防音塀によって8〜9dBの騒音低減が期待できるものの、費用は、4方向で3200万円〜6000万円もかかる。また、その上部をテントでカバーすれば15〜20dBの効果があると思われるが、費用は総額で1億1600万円となる。それだけではなく、防音塀の設置により視界が遮られ、防犯上も悪影響がでることが予想される。これらのことを考えると防音塀の設置は現実的ではない。そもそも、元気に遊ぶ子どもの声を騒音と捉える感覚自体が問題であり、根本はそこにある。

### 裁判所の判断

裁判所は、騒音に関する事実認定と両者の交渉の経緯を確認した後、請求に対する決定を申し渡し、その理由を説明した。

まず、騒音に関しては、噴水からの子どもたちの声の発生頻度は10分間で75回であり、その大きさは、時間率騒音レベルの上端値(L5)で60dBであった。また、

スケートボード場の騒音は、同132回であり、L5は57dBである。自治体の環境条例の規制基準値は昼間50dBであり、これを10dB程度超えている。

債権者（女性）は、公園ができる前からこの地に30年以上居住しており、不整脈や不眠の症状があり、静かで温和な生活を送るよう診断をうけているが、これを実現するには転居以外に手段がない状況となっている。

このような条件の下で判断を行うが、当事実については特定可能な個々の騒音毎に受忍限度を判断するのが相当である。

まず、噴水からの騒音に関してであるが、子どもが水に親しむための施設は必ずしも噴水である必要はなく、過度に興奮して歓声を発することのない施設とすることは可能であった。懇談会でもこの点の指摘があったが、これを検討した形跡はなく、住民に説明して理解を得たと言う疎明もない。また、市は子どもの声を騒音と感ずる感覚がおかしいというが、一定の音量を超える子どもの声が騒音であることは自明であり、市の主張に添えば、上映中の映画館で騒ぐ子どもも制止できない事になる。

スケートボード場の騒音は、マニアの遊

興行為に起因する音であることから、規制基準値を超えて騒音を発生させてはならない。

楽器の演奏については、平成18年は2回だけであり、市は回数も減らしてきている。したがって、これは受忍限度内である。

夜間の騒音防止に関しては、その状況が明確ではなく、この公園が広域避難場所となつていないことを考慮すれば、夜間の公園利用の差止めには理由がない。以上より、以下のように決定する。

(1) 噴水に関しては、4月～10月の間の10時から18時までの間、敷地境界において50dBを超える音量で到達する状態で、噴水を使用してはならない。

(2) スケートボードを使用する人の発する音に関しては、午前10時から午後6時までの間、敷地境界において50dBを超える音量で到達する状態で、スケートボードを使用させてはならない。

この決定が出された10月1日の翌日、公園の噴水は停止され、その旨を告げる看板が公園内のど真ん中に立てられた。その看板には次のように書かれていた。

「お知らせ 噴水装置の運転は、住民より

騒音差止等仮処分申し立てがなされ、地裁により決定がされましたので、本日より中止いたします」

市側の無念さが滲み出たような看板であった。ただし、市は本格的な訴訟に踏み切ることとはせず、女性との和解を模索してゆくと発表したが、その後の進展は特にならなかつた。

その後、噴水は思わぬ後日談を迎える。噴水の停止が決定した3年後、平成22年2月に申立を行った女性が亡くなった。これを受けて、同年10月に市は仮処分の取り消しを申し立て、翌平成18年2月に取り消しが決定した。その年の7月1日、再び暑い夏を迎えて、噴水は約4年ぶりに復活した。

### 3. トラブル防止・解決のための事案分析および解説

本事案は、騒音訴訟記録N0. 2と同様に、子どもの遊び声を対象としたトラブルであるが、N0. 2は本訴訟、当事案は差し止め請求の保全事件である。本来はN0. 2の方が社会的反響が大きかったはずであるが、こちらは和解で終結したため、市議会などでは議論となったものの、新聞等で大きく報じられることはなかった。

一方、本事案に関しては、差し止め請求を認める決定がなされ、公園の噴水が実際に停止したため、新聞等で大きく取り上げられ、その賛否が大きな話題となった。

ここでの分析および解説は、N0. 2と重なる部分が多いため、2つの事案の比較の上で、2つに共通な内容と、個々に異なる部分に分けて記述するのみに留めておく。

#### 3. 1 2つの事案に共通の内容

N0. 2について初期対応の不十分さを指摘したが、当事例でも同様に初期対応には問題がある。騒音対策の要望書の提出から数日後に、公園でのイベントでスピーカーを使った市長の挨拶の声が女性宅にも響いたというのは、女性が自分が無視されているという屈辱感を感じても仕方のないことであった。初期対応に関して想像力と配慮を働かせ、事前に女性に知らせておくだけでも、その後の状況は大きく変わったことと思われる。

被害者意識とクレイマー扱いに関しても同様である。市側は、合併記念の一大事業として実施した施策を、一女性からその手続きに問題有りと指摘された上、騒音の対策まで要求されたことに

関して、相手をクレイマーと位置づけ、自分たちはその被害者であるというスタンスを無意識のうちにとってしまった。その表れが「(女性は)子どもの声を騒音と捉えている。その感覚自体が問題である」という言葉に表れている。先に説明したように、相手をクレイマーと見なしても何ら得るものはなく、状況の悪化を招くだけである。この場合にも、問題が昂じて法的な手段に訴えるところまで至ってしまった。

苦情者の孤独感に関しても共通の状況が窺える。N0. 2では、夫の単身赴任により自宅で一人騒音について思い悩む状況が続いており、本事案では、孫娘と同居とはいえ、女性一人で病気を抱えながら生活を送るといった状況であった。何より、騒音苦情に対して周囲からの同調者は表れず、市を相手に孤軍奮闘しなければならなくなった孤独感、両者ともに問題をエスカレートさせる一つの要因となっている。一般的に、対立する相手の孤立化を図ることにより、その間違いを自覚させようとすることが多いが、それは殆ど逆効果である。

煩音対策が殆どなされていないと言う点も共通である。N0. 2では一時期館長が信頼関係作りを試みたがうまくいかず、その後は反動でむしろ敵対的な対応に変化してしまった。本事例でも一貫して対立する立場を崩しておらず、実質的な煩音対策は全くなされていない。

以上のように、2つの事案は大変に共通点が多い。更に言えば、騒音トラブルの多くに、これらの共通点が存在する。これを考えれば、これらの問題が果たして騒音問題なのかどうか、その本質(ニーズ)が見えてくる。



### 3. 2 子どもの声は騒音か

2つの事案の最も大きな違いは、決着の形が和解か否かである。和解による決着の問題点は既に述べた通りであるが、和解の場合にはその内容を非公開とすることも出来るため、基本的に当事者同士の範囲内での決着であるといつてよい。一方、裁判所から出される判決は、社会に対する公的なメッセージともなり、特に、同種事案への波及効果が考えられる場合には、その意味は大変に重たいといえる。

本事案の場合は、保全事件に関する決定であるため、その内容は非公開となっているが、既に述べたように、その決定文の中で裁判官は次のようなことを述べている。『市は子どもの声を騒音と感ずる感覚がおかしいというが、一定の音量を超える子どもの声が騒音であることは自明であり、市の主張に添えば、上映中の映画館で騒ぐ子どもも制止できない事になる』

映画館はもと音を出してはいけない場所なので、子どもの声が騒音か否かに拘わらず制止は出来るので、この後半部分は極論である。しかし前半部分は大変に重要であり、ここでは子どもの声も騒音であると明示している。決定を下した裁判官は特に意識をしていなかったと推察されるが、仮に、これが訴訟における判決であったなら大変に大きな意味を持つ一文となる。

現在、保育園や幼稚園からの子どもの声について、これを工場騒音などと同様に騒音と見做すべきか、あるいは騒音とは別の扱いをすべき音か大きな議論となっている。その代表が先に述べた東京都の条例である。東京都には、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」があり、その136条で何人も規制基準を超える騒音を発生させてはならないと規定しており、その中の

「日常生活等に適用する規制基準」に子どもの声も該当するとしている。「何人」の中には子どもも入るという解釈である。この考え方は、先の決定文の内容と同じであるが、東京都はこの条例を改正して、子どもの声を規制対象からはずすことを検討している。すなわち、子どもの声は騒音ではないというスタンスへの変更であると言える。

子どもの声に対する訴訟はこれまでも行われ、現在も進行中の訴訟がある。これらの殆どが和解によって決着するため、子どもの声が騒音かどうかについて裁判所が判断を下した例は未だない。今後、東京都の条例改正なども関連し、単なる損害賠償請求訴訟ではなく、子どもの声が騒音かどうかを問う裁判の提起も考えられ、これは社会的に大変に大きな問題となってくる。

ちなみに、ドイツでは、児童施設等への訴訟増加に対処するため、2011年に連邦イミシオン防止法（排出規制法に相当）を改正し、子どもが発する音に対する賠償請求訴訟を原則認めないこととした。これには、子どもが発するあらゆる声（話し声、歌声、泣き声、叫びなど）だけではなく、遊戯、運動、および施設の音、職員の声などが含まれる。このようになれば明快ではあるが、日本では、このような訳にはいかず、これとは異なる何らかの新たな対処が必要である。